

職業安定分科会(第 211 回)	資料1－1
令和7年3月 21 日	

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令 案要綱

厚生労働省発職 0312 第 1 号

令和 7 年 3 月 12 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 一般被保険者の教育訓練休暇開始時の賃金の届出

1 事業主は、その雇用する一般被保険者が三の教育訓練休暇を開始したときは、雇用保険法第七条の規定により、当該教育訓練休暇（二回以上の教育訓練休暇を取得した場合にあつては、初回の教育訓練休暇）の開始日（以下「休暇開始日」という。）の翌日から起算して十日以内に、雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明書に雇用契約書、賃金台帳その他の休暇開始日及びその日前の賃金の額を証明することができる書類並びに就業規則その他の当該事業主が教育訓練休暇制度を設けていることを証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならないものとする。

2 事業主は、1にかかわらず、厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定めるところにより、1に掲げる書類を添えないことができるものとする。

3 公共職業安定所長は、1により雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明書の提出を受け

たときは、当該証明書に基づいて作成した雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明票を当該一般被保険者に交付しなければならないものとする。

二 未支給失業等給付の請求手続

教育訓練休暇給付金に係る未支給失業等給付を請求しようとする者は、未支給失業等給付請求書に教育訓練休暇給付金受給資格決定通知その他の職業安定局長が定める書類を添えて、教育訓練給付金の支給を受けることができる者の死亡の当時の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならないものとする。

三 教育訓練休暇給付金の対象となる休暇

1 教育訓練休暇給付金は、一般被保険者が、労働協約、就業規則その他これらに準ずるものに定めるところにより設けられた制度に基づき、自発的に教育訓練休暇（職業に関する教育訓練であつて、当該休暇の期間が三十日以上であり、かつ、2の(一)から(三)までに掲げるものを受けるとして、事業主の承認を受けたものに限る。以下同じ。）を取得した場合に、当該休暇の期間内の自己の労働その他の職業安定局長が定める理由（以下「自己の労働等」という。）によって収入を得ていない日につ

いて支給するものとする。

2 教育訓練休暇給付金の支給対象となる教育訓練は、次に掲げる訓練とすること。

(一) 学校教育法に基づく大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校が行う教育訓練

(二) 雇用保険法施行規則第百一条の二の二第一項の通知を受けた指定教育訓練実施者が行う教育訓練

練

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの

四 教育訓練休暇給付金の受給資格の決定

1 教育訓練休暇給付金の支給を受けようとする者は、本人確認書類、休暇開始日前に教育訓練休暇を取得することについて事業主の承認を受けたことを証明することができる書類及び雇用保険被保険者教育訓練休暇開始時賃金月額証明票を添えて教育訓練休暇給付金支給申請書をその者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）の長に提出しなければならないものとする。

2 管轄公共職業安定所の長は、1により教育訓練休暇給付金支給申請書を提出した者が、教育訓練休

暇給付金の支給要件に該当すると認めたときは、その者が教育訓練休暇を取得していることについての認定を受けるべき日（以下「教育訓練休暇取得認定日」という。）を定め、その者に知らせるとともに、教育訓練休暇給付金受給資格決定通知に必要な事項を記載した上、交付しなければならないものとする。

五 教育訓練休暇給付金の支給に係る事項の変更の届出

雇用保険法第六十条の三第五項に規定する教育訓練休暇給付金支給対象者（以下「教育訓練休暇給付金支給対象者」という。）は、教育訓練休暇給付金支給申請書その他四の１に規定する書類の記載事項に変更があったときは、速やかに、変更の事実を証明することができる書類及び変更内容について事業主の承認を受けたことを証明することができる書類を添えて、その旨を管轄公共職業安定所の長に届出なければならないものとする。

六 受給期間内に再び教育訓練休暇を取得した場合の受給手続

１ 教育訓練休暇給付金支給対象者は、休暇開始日から起算して一年の期間（休暇開始日から起算して一年の期間内に、妊娠、出産、育児その他八の１又は２に掲げる理由により引き続き三十日以上教育

訓練を受けることができない一般被保険者（以下「受給期間延長特例対象者」という。）が、九によりその旨を管轄公共職業安定所の長に申し出た場合においては、当該理由により教育訓練を受けることができない日数を一年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）。以下「受給期間」という。）内に教育訓練休暇を終了したときは、当該受給期間内に再び教育訓練休暇を開始し、当該受給期間に係る受給資格に基づき教育訓練休暇給付金の支給を受ける場合のために、教育訓練休暇給付金受給資格決定通知を保管しなければならないものとする。

2 教育訓練休暇給付金支給対象者は、受給期間内に教育訓練休暇を終了し、当該受給期間内に再び教育訓練休暇を開始し、当該受給期間に係る受給資格に基づき教育訓練休暇給付金の支給を受けようとするときは、その保管する教育訓練休暇給付金受給資格決定通知を添えて教育訓練休暇給付金支給申請書を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならないものとする。この場合において、管轄公共職業安定所の長は、教育訓練休暇給付金の支給要件に該当すると認めたときは、その者について新たに教育訓練休暇取得認定日を定め、教育訓練休暇給付金受給資格決定通知に必要な事項を記載した上、交付しなければならないものとする。

七 教育訓練休暇給付金の支給に係るみなし被保険者期間の計算の特例の対象となる理由

教育訓練休暇給付金の支給に係るみなし被保険者期間の計算に当たって、休暇開始日前二年間に一定期間を加算することができる理由は、次のとおりとすること。

1 事業所の休業

2 出産

3 事業主の命による外国における勤務

4 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二条第四項第二号に該当する交流採用

5 1から4までに掲げる理由に準ずる理由であつて、管轄公共職業安定所の長がやむを得ないと認めるもの

八 受給期間延長の特例の対象となる理由

受給期間延長に当たって、休暇開始日から起算して一年の期間内に引き続き三十日以上教育訓練を受けることができない理由として厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとすること。

1 疾病又は負傷

2 1に掲げるもののほか、管轄公共職業安定所の長がやむを得ないと認めるもの

九 受給期間延長の申出

1 受給期間延長の申出は、医師の証明書その他の妊娠、出産、育児その他八の1又は2に掲げる理由に該当することを証明することができ書類その他の職業安定局長が定める書類を添えて教育訓練休暇給付金受給期間延長申請書を管轄公共職業安定所の長に提出することによって行うものとする。

2 1の申出は、当該申出に係る者が受給期間延長特例対象者に該当するに至った日の翌日から、当該者に該当するに至った日の直前の休暇開始日の翌日から起算して四年を経過する日までの間（受給期間延長により加算された期間が四年に満たない場合は、当該受給期間の最後の日までの間）にしなければならぬものとする。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでないものとする。

3 2のただし書の場合における1の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内にしなければならぬものとする。

4 2のただし書の場合における1の申出は、教育訓練休暇給付金受給期間延長申請書に天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができ書類を添えなければならないものとする。

5 管轄公共職業安定所の長は、1の申出をした者が受給期間延長特例対象者に該当すると認めたときは、その者に教育訓練休暇給付金受給期間延長通知書を交付しなければならないものとする。この場合において、管轄公共職業安定所の長は、教育訓練休暇給付金受給資格決定通知に必要な事項を記載した上、交付しなければならないものとする。

6 5により教育訓練休暇給付金受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を管轄公共職業安定所の長に届け出るとともに、交付を受けた当該通知書を提出しなければならないものとする。この場合において、管轄公共職業安定所の長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付（二）に掲げる場合であつて、当該者が教育訓練休暇給付金受給資格決定通知の交付を受けたときは、教育訓練休暇給付金受給期間延長通知書に必要な事項を記載した上、返付するとともに、教育訓練休暇給付金受給資格決定通知に必要な事項を記載した上、

交付) しなければならないものとする

(一) その者が提出した教育訓練休暇給付金受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があった場合

(二) 妊娠、出産、育児その他人の1又は2に掲げる理由がやんだ場合

十 教育訓練休暇を取得していることについての認定

1 教育訓練休暇給付金支給対象者は、教育訓練休暇を取得していることについての認定を受けようとするときは、管轄公共職業安定所の長が定める教育訓練休暇取得認定日に、その氏名、被保険者番号、認定を受けようとする教育訓練休暇の初日及び末日、認定を受けようとする教育訓練期間中に利用している教育訓練施設の名称及び講座名その他の職業安定局長が定める事項を記載した申告書（以下「教育訓練休暇取得認定申告書」という。）に教育訓練休暇の取得を証明することができる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならないものとする。ただし、やむを得ない理由により当該教育訓練休暇取得認定日に提出することが困難である場合は当該教育訓練休暇取得認定日から七日以内に提出することができるものとする。

2 教育訓練休暇給付金支給対象者は、教育訓練休暇を取得していることについての認定を受けた期間

中に自己の労働等によって収入を得るに至った日の後における最初の教育訓練休暇取得認定日に、教育訓練休暇取得認定申告書により、収入のあった日数その他の事項を管轄公共職業安定所の長に届け出なければならないものとする。

3 管轄公共職業安定所の長は、2の届出をしない教育訓練休暇給付金支給対象者について、自己の労働等による収入があつたかどうかを確認するために調査を行う必要があると認めるときは、教育訓練休暇取得認定日において教育訓練休暇を取得していることについての認定をした日分の教育訓練休暇給付金の支給の決定を次の教育訓練休暇給付金を支給すべき日まで延期することができものとする。

4 管轄公共職業安定所の長は、教育訓練休暇給付金支給対象者に対して教育訓練休暇を取得していることについての認定を行ったときは、その処分に関する事項を教育訓練休暇給付金給付決定通知に記載した上、交付しなければならないものとする。

十一 教育訓練休暇を取得していることについての認定の方法等

1 管轄公共職業安定所の長は、教育訓練休暇を取得していることについての認定に当たっては、十の

1により提出された教育訓練休暇取得認定申告書に記載された訓練内容を確認するものとする。

2 管轄公共職業安定所の長は、1の認定に関して必要があると認めるときは、教育訓練休暇給付金支給対象者に対し、本人確認書類の提出を命ずることができるものとする。

十二 教育訓練休暇給付金の支給手続

管轄公共職業安定所の長は、教育訓練休暇取得認定日の翌日から起算して七日以内に、十一の規定により行った教育訓練休暇を取得していることについての認定に係る日分の教育訓練休暇給付金を支給するものとする。

十三 特定教育訓練休暇給付金受給者として厚生労働省令で定める者

特定教育訓練休暇給付金受給者として厚生労働省令で定める者は、基本手当の特定受給資格者と同じものとする。

十五 介護休業給付金及び育児休業等給付の支給に係るみなし被保険者期間の計算の特例の対象となる

理由

介護休業給付金及び育児休業等給付の支給に係るみなし被保険者期間の計算に当たって、当該介護休

業給付金又は育児休業等給付の支給に係る休業を開始した日前二年間に一定期間を加算することができる理由に、教育訓練休暇を加えること。

十六 特定教育訓練休暇給付金受給者に係る暫定措置の対象者として厚生労働省令で定める者

特定理由離職者のうち、受給資格者以外の者であつて、特定教育訓練休暇給付金受給者とみなす者として厚生労働省令で定める者は、基本手当の特定理由離職者と同じものとする。

十七 その他所要の改正を行うこと。

第二 その他

その他関係省令について所要の改正を行うこと。

第三 施行期日等

一 この省令は、令和七年十月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。